

障害者福祉課

指定障害児通所支援事業所の行政処分について

区が、児童福祉法に基づき、区内の障害児通所支援事業所に対して実施した監査において、不正請求及び不正な行為が確認されました。

区は、当該障害児通所支援事業所（以下「当該事業所」といいます。）の運営法人である株式会社アイگران（以下「運営法人」といいます。）に対し、行政処分を行います。また、業務改善に向けた指導や事案の検証及び再発防止策の実行とともに、不正に受給した障害児通所給付費の返還を命じます。

1 事業所の概要

- ・事業所名：あいぐらんアップ 浜松町教室（港区浜松町一丁目24番8号）
- ・事業名：児童発達支援
- ・開設年月日：令和4年3月1日
- ・定員：10名
- ・運営法人：株式会社アイگران（広島市西区庚午中一丁目7番24号）

2 経緯

- | | |
|-----------|--|
| 令和6年12月 | 当該事業所の給付費不正受給の疑いありの通報を受理 |
| 12月～3月 | 当該事業所に対する監査の実施 <ul style="list-style-type: none">・従業者に対する聞き取り調査の実施・不正請求及び不正な行為を確認 |
| 令和7年4月～5月 | 行政処分に係る処分内容の検討 |
| 6月 | 行政処分に係る処分内容を決定
運営法人に対し、弁明の機会を付与（弁明なし） |

3 監査結果及び監査により確認された事実

（1）不正請求

令和4年12月から令和6年6月にかけて、利用児童が通所していない日に通所したとして、不正に給付費を請求し、受給した。

（2）不正な行為

令和4年12月から令和6年6月にかけて、不正請求に併せて、利用児童が通所していない日に通所したとしてサービス提供記録を偽造した。

4 処分の概要

処分の内容：指定の一部効力の停止（新規利用者の受入れ停止）

処分年月日：令和7年8月4日

処分期間：令和7年8月4日から令和7年11月3日まで（3カ月）

5 給付費の返還請求額

2,467,846円

【内訳】

不正利得分：1,762,748円（2人分の合計金額）

徴収金（※）：705,098円（2人分の合計金額）

※児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づき、児童の給付費の不正利得分ごとに100分の40を乗じて得た額の合計です。

そのため、不正利得分の総額（合計額）に100分の40を乗じて得た金額とは一致しません。

6 再発防止に向けた区の取組

区は、本件について区内の全ての障害児通所支援事業所及び運営法人に周知するとともに、適正な事業所運営の徹底について指導します。

今後は、運営指導や集団指導の際に、法令解釈への助言や法の遵守状況を確認するなど、これまで以上に適正な事業所運営の徹底を図ります。

7 今後のスケジュール（予定）

令和7年 8月4日 運営法人への行政処分の実施及び監査結果の通知

業務改善の指導及び再発防止策の実行を指示

区内の全障害児通所支援事業所へ法令遵守等の徹底を指導

～9月3日 運営法人から再発防止策の報告、障害児通所給付費の返還

12月 当該事業所へフォローアップ指導の実施